

令和4年第1回定例会

議 案

令和4年2月16日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和4年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和4年 2月16日

開会 午後2時30分

- | | | |
|-------|----------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 管理者報告 | |
| 日程第 4 | 議案第1号 | 常総地方広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第2号 | 常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第3号 | 常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第4号 | 令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 8 | 議案第5号 | 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について |

議案第 1 号

常総地方広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する条例(昭和 5 2 年常総地方広域市町村圏事務組合条例第 1 3 号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 1 6 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

常総地方広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合職員定数条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「258人」を「286人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合職員定数条例の新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の職員 <u>286人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の職員 <u>258人</u></p>

提 案 理 由

議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する条例
について

今後の消防体制強化のため、令和元年に改定した第四次消防基本計画における消防庁舎の統廃合、隊の運用強化に基づく職員の増員、併せて地方公務員の定年延長を踏まえた長期的な人事管理を図るべく、消防職員の定数条例を改正するものです。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第2号

常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第1号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月16日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中「第3条」を「前条」に改める。

第6条第1項中「第12号」を「第11号」に改める。

第8条の見出し中「日当」を「車賃」に改め、同条第1項中「、日当」を削る。

第9条第2項中「組合議会」の次に「等」を加える。

第10条中「監査委員が」の次に「その職務に関し、会議等に参加するため旅行したとき、又は」を加える。

第11条中「委員等が」の次に「その職務に関し、会議等に参加するため旅行したとき、又は」を加える。

別表第4常総環境センター周辺住民の健康に関する専門部会の委員の項を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
管理者	円 50	円 13,000	円 2,500
副管理者	円 50	円 13,000	円 2,500

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の費用弁償及び宿泊料に関する規定は、この条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第203条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>[削除]</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>(議会の議員の報酬)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の報酬の支給方法については、<u>前条</u>の規定を準用する。</p> <p>(委員等の報酬)</p> <p>第6条 第1条第5号から<u>第11号</u>に掲げるもの（以下「委員等」という。）の報酬は、別表第4に掲げる額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(車賃等の額)</p> <p>第8条 管理者等の車賃<u> </u>、宿泊料及び食卓料の額は、別表第5のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(議会の議員の費用弁償)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議会の議員が組合議会等<u> </u>に出席したときは、費用弁償として日額3,000円を支給する。</p> <p>(監査委員の費用弁償)</p> <p>第10条 監査委員が<u>その職務に関し、会議等に</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第203条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 常総環境センター周辺住民の健康に関する専門部会の委員</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>(議会の議員の報酬)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の報酬の支給方法については、<u>第3条</u>の規定を準用する。</p> <p>(委員等の報酬)</p> <p>第6条 第1条第5号から<u>第12号</u>に掲げるもの（以下「委員等」という。）の報酬は、別表第4に掲げる額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(日当等の額)</p> <p>第8条 管理者等の車賃、<u>日当</u>、宿泊料及び食卓料の額は、別表第5のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(議会の議員の費用弁償)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議会の議員が組合議会<u> </u>に出席したときは、費用弁償として日額3,000円を支給する。</p> <p>(監査委員の費用弁償)</p> <p>第10条 監査委員が<u> </u></p>

出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として、別表第3の相当する職に掲げる職にある者の受ける旅費と同一の額の旅費を支給する。

(委員等の費用弁償)

第11条 委員等がその職務に関し、会議等に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として、別表第4の相当する職に掲げる職にある者の受ける旅費と同一の額の旅費を支給する。

別表第4

職名	報酬額	旅費の額 (相当する 職)
常総環境センタ ー検討委員会 の委員	委員長	日額5,000円 管理者
	副委員長	日額5,000円 //
	委員	日額5,000円 //
常総広域障害者 支援施設入所判 定委員会の入所 判定専門委員	入所判 定専門 委員	日額10,000円 //
	入所判 定専門 委員	日額10,000円 //
行政不服審査会 の委員	委員	日額7,000円 //
情報公開・個人 情報保護審査会 の委員	委員	日額7,000円 //
公の施設指定管 理者選定委員会 の委員	委員	日額7,000円 //
常総環境センタ ー最終処分場検 討会の委員	委員	日額13,000円 //
産業医		月額30,000円 //

_____公務のため旅行
したときは、その旅行について、費用弁償と
して、別表第3の相当する職に掲げる職にある
者の受ける旅費と同一の額の旅費を支給する。

(委員等の費用弁償)

第11条 委員等が_____公務のため旅行
したときは、その旅行について、費用弁償とし
て、別表第4の相当する職に掲げる職にある者
の受ける旅費と同一の額の旅費を支給する。

別表第4

職名	報酬額	旅費の額 (相当する 職)
常総環境センタ ー検討委員会 の委員	委員長	日額5,000円 管理者
	副委員長	日額5,000円 //
	委員	日額5,000円 //
常総環境センタ ー周辺住民の健 康に関する専門 部会の委員	委員	日額10,000円 //
常総広域障害者 支援施設入所判 定委員会の入所 判定専門委員	入所判 定専門 委員	日額10,000円 //
	入所判 定専門 委員	日額10,000円 //
行政不服審査会 の委員	委員	日額7,000円 //
情報公開・個人 情報保護審査会 の委員	委員	日額7,000円 //
公の施設指定管 理者選定委員会 の委員	委員	日額7,000円 //
常総環境センタ ー最終処分場検 討会の委員	委員	日額13,000円 //
産業医		月額30,000円 //

別表第5

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
管理者	円 50	円 <u>13,000</u>	円 2,500
副管理者	円 50	円 <u>13,000</u>	円 2,500

別表第5

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
管理者	円 50	円 3,000	円 <u>15,000</u>	円 2,500
副管理者	円 50	円 3,000	円 <u>15,000</u>	円 2,500

提 案 理 由

議案第 2 号 常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

組合特別職の職員の費用弁償について、新たに支給規定を明確化し、会議に出席した際に費用弁償を支給できるようにするものです。

また、関係市の状況を考慮し、日当を支給しないこととし、宿泊料について見直し、あわせて委員会の設置期間が過ぎている「常総環境センター周辺住民の健康に関する専門部会の委員」を条例から削除するものです。

議案第 3 号

常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
について

常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例(昭和52年常総地方広域市
町村圏事務組合条例第3号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月16日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (8) 赴任 新たに採用された職員（管理者が特に認めたものに限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

第3条第1項中「出張した場合」を「出張し、又は赴任した場合」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「出張中に」を「出張又は赴任のための内国旅行中に」に改め、同条第5項及び第6項中「旅費の支給を受けることができる者」を「旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」に改め、「旅行中交通機関」を「旅行中交通機関の事故」に改める。

第6条第1項中「食卓料」の次に「、移転料、着後手当、扶養親族移転料」を加え、同条第6項中「旅行」の次に「（外国旅行に限る。）」を加え、同条第7項中「定額」の次に「又は実費」を加え、同条中第13項を第16項とし、第9項から第12項までを3項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の3項を加える。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第10条中「日当又は宿泊料において定額」を「日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）において定額」に改める。

第11条中「航空賃又は車賃」を「航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）」に改める。

第12条第5項中「第1項に規定する必要な添付書類の種類」を「第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類」に改める。

第13条第1項第1号を削り、同項第2号中「運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、「次に規定する」を削り、同号中ア及びイを削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第2号」を「第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第1号又は第2号」を「第1号」に、「第3号に規定する急行料金」を「第2号に規定する急行料金」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同項第2号中「又は準急行列車」を削り、同条第3項中「第1項第5号」を「第1項第4号」に改め、「座席指定料金は、」の次に「特別急行列車又は」を加える。

第17条を削る。

第18条第1項中「よる。」の次に「ただし、定額を上回る金額を納入した場合には、実費額による。」を加え、同条第2項中「、水路旅行及び航空旅行については」及び「上陸又は着陸して」を削り、同条を第17条とする。

第19条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(移転料、着後手当及び扶養親族移転料)

第19条 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給等については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例による。

第20条中「第6条第12項」を「第6条第15項」に改める。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条を第22条とする。

第24条中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「国家公務員等の旅費に関する法律」に改め、第3章中同条を第23条とする。

第25条中「第6条第13項」を「第6条第16項」に改め、同条を第24条とする。

第4章中第26条を第25条とする。

第27条中「第15条第3項若しくは第68条」及び「第15条若しくは第68条」を「第15条第3項若しくは第64条」に改め、同条を第26条とし、第28条を第27条とする。

別表を次のように改める。

別表

内国旅行の旅費（第16条—第18条関係）

車賃、宿泊料及び食卓料

車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
円	円	円
40	12,000	2,000

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の旅費に関する規定は、この条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例の新旧対照表

改正案	現行
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 赴任 新たに採用された職員(管理者が特に認めたものに限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に離職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には当該職員の遺族</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令を取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、規則の定めるところによりその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張した場合は、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張中に <u>離職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)</u>には当該職員</p> <p>(2) 職員が出張中に <u>死亡した場合には当該職員の遺族</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者 <u>がその</u> <u>出発前に次条第3項の規定により旅行命令を取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、規則の定めるところによりその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。</u></p>

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災、その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～5 （略）

6 日当は、旅行（外国旅行に限る。）中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額又は実費により支給する。

8 （略）

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 （略）

13 （略）

14 （略）

15 （略）

16 （略）

（旅費の計算）

第10条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）にお

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者

_____が、旅行中交通機関 _____又は天災、その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料_____、_____、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～5 （略）

6 日当は、旅行_____中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額_____により支給する。

8 （略）

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

9 （略）

10 （略）

11 （略）

12 （略）

13 （略）

（旅費の計算）

第10条 1日の旅行において、日当又は宿泊料 _____において定額 _____

いて定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求書）

第12条 （略）

2～4 （略）

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、様式及び記載事項は規則で定める。

（鉄道賃）

第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

[削除]

(1) _____
_____その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、_____急行料金

[削除]

[削除]

(3) 第1号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路

_____を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃

_____を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求書）

第12条 （略）

2～4 （略）

5 第1項に規定する必要な添付書類の種類_____
____、様式及び記載事項は規則で定める。

（鉄道賃）

第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、これらの規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(4) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路

の支給等については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例による。

（日額旅費）

第20条 第6条第15項の規定による日額旅費を支給する旅行は、長期間の研修等のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認められる場合に支給し、その額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。

[削除]

（退職者等の旅費）

第21条 （略）

（遺族の旅費）

第22条 （略）

（法律の準用）

第23条 外国旅行における旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律 _____ を準用する。

（旅行手当）

第24条 第6条第16項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が管理者と協議して定める。ただし、その額は当該旅行手当の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

（旅費の調整）

第25条 （略）

（旅費の特例）

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定によ

（日額旅費）

第20条 第6条第12項の規定による日額旅費を支給する旅行は、長期間の研修等のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認められる場合に支給し、その額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。

第21条 削除

（退職者等の旅費）

第22条 （略）

（遺族の旅費）

第23条 （略）

（法律の準用）

第24条 外国旅行における旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号） を準用する。

（旅行手当）

第25条 第6条第13項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が管理者と協議して定める。ただし、その額は当該旅行手当の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

（旅費の調整）

第26条 （略）

（旅費の特例）

第27条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第68条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条若しくは第68条 _____ 又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定によ

る旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(実施規定)

第27条 (略)

別表

内国旅行の旅費(第16条—第18条関係)

車賃、宿泊料及び食卓料

車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
円 40	円 <u>12,000</u>	円 2,000

る旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(実施規定)

第28条 (略)

別表

内国旅行の旅費(第16条—第19条、第21条関係)

日当、宿泊料及び食卓料

車賃 (1キロメートルにつき)	<u>日当</u> (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
円 40	円 <u>1,100</u>	円 <u>13,000</u>	円 2,000

提 案 理 由

議案第 3 号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例について、関係市の状況を考慮し、日当を支給しないこととし、宿泊料について見直すものです。

また、新たに、赴任に伴う移転料等について支給できるようにするものです。

議案第4号

令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)

令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から21,634千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,289,883千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月16日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 国庫支出金		113,597	74,266	187,863	
	1 国庫補助金	112,593	74,266	186,859	
7 組 合 債		552,700	△ 95,900	456,800	
	1 組 合 債	552,700	△ 95,900	456,800	
歳 入	合 計	7,311,517	△ 21,634	7,289,883	

2 歳出		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費		206,878	△ 1,265	205,613	
	2 防災費	20,435	△ 1,265	19,170	
3 民生費		46,925	△ 13,192	33,733	
	1 社会福祉費	46,925	△ 13,192	33,733	
5 土木費		634,941	△ 23,419	611,522	
	1 都市計画費	634,941	△ 23,419	611,522	
6 消防費		2,768,931	△ 31,085	2,737,846	
	1 消防費	2,768,931	△ 31,085	2,737,846	
8 予備費		256,002	47,327	303,329	
	1 予備費	256,002	47,327	303,329	
歳 出	合 計	7,311,517	△ 21,634	7,289,883	

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	事務棟電力量計取付事業	242
2 総務費	2 防災費	防災センター高圧ケーブル及びPASPAS交換事業	2,530
5 土木費	1 都市計画費	自動制御装置点検整備事業	3,135

第3表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前			補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の方法	利率	償還の方法
防災センター空調設備改修事業債	3,000				2,400		
障害者支援施設空調設備更新事業債	25,600				17,800		
介護浴槽購入事業債	8,800				8,300		
室内温水プール改修事業債	224,700				175,700		
公園駐車場照明設備改修事業債	1,100				700		
化学消防ポンプ自動車購入事業債	58,000				51,800		
輸送バス購入事業債	12,600				11,300		
守谷消防署庁舎及び訓練施設改修事業債	157,600				140,500		
		普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる政府 資金について、利率 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	償還の方法 政府資金については、その融資条件による。その他の場合は、債権者と協定するものによる。ただし、組合 財政の都合により繰 上償還又は、低利償 に借換えすることがで きる。		補正前に同じ	補正前に同じ

2 廃止

(単位 千円)

起債の目的	補正前			補正後			備考	
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率		償還の方法
野球場改修事業債	13,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる政府 資金について、利率 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	-	-	-	-	計画を見直し、 より精度の高い 設計をするため の事業延期によ り減額する。

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	113,597	74,266	187,863
7 組合債	552,700	△ 95,900	456,800
歳入合計	7,311,517	△ 21,634	7,289,883

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 総務費	206,878	△ 1,265	205,613		△ 600	△ 665
3 民生費	46,925	△ 13,192	33,733		△ 8,300	△ 4,892
5 土木費	634,941	△ 23,419	611,522	74,195	△ 62,400	△ 35,214
6 消防費	2,768,931	△ 31,085	2,737,846	71	△ 24,600	△ 6,556
8 予備費	256,002	47,327	303,329			47,327
歳出合計	7,311,517	△ 21,634	7,289,883	74,266	△ 95,900	0

2 歳入

(款)3 国庫支出金 (項)1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 土木 国庫補助 金	89,805	74,195	164,000	1 土木 国庫補助 金	74,195	社会資本整備総合交付金
3 消防 国庫補助 金	21,600	71	21,671	1 消防 国庫補助 金	71	消防・救急体制整備費補助金
計	112,593	74,266	186,859			

(款)7 組合債 (項)1 組合債

1 総務債	3,000	△ 600	2,400	1 防災セン ター債	△ 600	防災センター空調設備改修事業債	△ 600
2 民生債	34,400	△ 8,300	26,100	1 民生債	△ 8,300	障害者支援施設空調設備更新事業債 介護浴槽購入事業債	△ 7,800 △ 500
3 土木債	238,800	△ 62,400	176,400	1 土木債	△ 62,400	室内温水プール改修事業債 野球場改修事業債 公園駐車場照明設備改修事業債	△ 49,000 △ 13,000 △ 400
4 消防債	276,500	△ 24,600	251,900	1 消防債	△ 24,600	化学消防ポンプ自動車購入事業債 輸送バス購入事業債 守谷消防署庁舎及び訓練施設改修事業債	△ 6,200 △ 1,300 △ 17,100
計	552,700	△ 95,900	456,800				

2 歳出

(款)2 総務費 (項)2 防災費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国県支出金	財源		区分	金額	
					地方債	その他			
1 防災センター 費	20,435	△ 1,265	19,170	△ 600		△ 665	12 委託料	△ 1,265	設計監理委託料 防災センター空調設備改修工事実施設計
計	20,435	△ 1,265	19,170	0	△ 600	0	△ 665		

(款)3 民生費 (項)1 社会福祉費

1 障害者 福祉費	46,925	△ 13,192	33,733	△ 8,300		△ 4,892	12 委託料	△ 88	設計監理委託料 空調設備更新工事施工監理
							14 工事 請負費	△ 12,430	空調設備更新工事(第2期)
							17 備品 購入費	△ 674	機械器具費
計	46,925	△ 13,192	33,733	0	△ 8,300	0	△ 4,892		

(款)5 土木費 (項)1 都市計画費

1 公園 管理費	634,941	△ 23,419	611,522	74,195	△ 62,400	△ 35,214	12 委託料	△ 11,110	設計監理委託料 〔室内温水プール改修工事施工監理 野球場改修工事実施設計 駐車場照明設備改修工事実施設計施工 監理〕
							14 工事 請負費	△ 12,309	室内温水プール改修工事
計	634,941	△ 23,419	611,522	74,195	△ 62,400	0	△ 35,214		

(単位 千円)

(款)6 消防費 (項)1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				財源			区分	金額		
				特定	地方債	その他				
国県支出金			一般財源							
1 消防 総務費	2,409,422	71	2,409,493	71			3 職 手当等	24	24	時間外勤務手当
							10 需用費	18	18	燃料費
							13 使用料 及び 賃借料	29	29	有料道路通行料
2 消防 施設費	359,509	△ 31,156	328,353		△ 24,600	△ 6,556	12 委託料	△ 407	△ 407	設計監理委託料 守谷消防署庁舎及び訓練施設改修工事 施工監理
							14 工事 請負費	△ 22,418	△ 22,418	守谷消防署庁舎及び訓練施設改修工事
							17 備品 購入費	△ 8,331	△ 8,331	車両購入費 〔化学消防ポンプ自動車 輸送バス 広報自動車 △ 6,253 △ 1,430 △ 648〕
計	2,768,931	△ 31,085	2,737,846	71	△ 24,600	0				

(款)8 予備費 (項)1 予備費

1 予備費	256,002	47,327	303,329				47,327	47,327	40,771	共通分
計	256,002	47,327	303,329	0	0	0	47,327	47,327	6,556	消防分

提 案 理 由

議案第 4 号 令和 3 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 3 号） について

令和 3 年度一般会計補正予算（第 3 号）については、歳入歳出の総額を 2, 1 6 3 万 4 千円減額し、歳入歳出総額 7 2 億 8, 9 8 8 万 3 千円とするものです。

歳入では、国庫支出金の土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金、消防費国庫補助金で消防・救急体制整備費補助金をそれぞれ増額し、組合債で交付金の増額及び入札による事業費の減により、総務債、民生債、土木債及び消防債を減額するものです。

歳出では、総務費の防災センター費、民生費の障害者福祉費、土木費の公園管理費及び消防費の消防施設費で入札による事業費の減によりそれぞれ減額し、消防費の消防総務費で東京オリンピック競技大会の事前訓練に係る経費を増額するものです。

また、事務棟電力量計取付事業、防災センター高圧ケーブル及び P A S 交換事業並びに自動制御装置点検整備事業で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う機器等の納期が延びたことにより、それぞれ年度内の完了が困難となったことから、繰越明許費を追加するものです。

提 案 理 由

議案第5号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

令和4年度一般会計予算は、歳入歳出総額66億5,594万2千円で、前年度と比較して、4億8,758万3千円、6.8%の減額であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で歳入総額に対し86.1%を占め、前年度と比較して減額の主なものは、衛生費及び土木費等の減額により分担金及び負担金が4%の減少、組合債が室内温水プール改修事業等の事業減により63.1%の減少であります。

歳出では、歳出総額に対し衛生費が33%、消防費が39.4%を占めております。また、前年度と比較して減額の主なものは、土木費で、前年度に室内温水プール改修事業を実施したこと、及び総務費へ人件費等を組み替えたことにより67.3%減少し、消防費で、前年度に守谷消防署庁舎及び訓練施設改修事業を実施したこと等により、5.2%減少であります。